

別表（第2条関係）

補助事業名	新型コロナウイルス感染症対策事業（入院病床の確保）											
補助事業の目的	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)等に基づき新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床を確保する。											
補助事業の対象となる者	県の依頼に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床を確保した医療機関（重点医療機関を除く）											
補助事業の対象となる経費	新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保に必要な経費（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱による）											
補助率	10 / 10											
補助金の額	補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 下表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。											
	1 区分	2 基準額										
	空床確保及び休床に係る経費	<p>県の依頼に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床を確保した医療機関（重点医療機関を除く） ※患者を受け入れるために休床とした病床も含む 【単価】</p> <table border="1"> <tr> <td>稼働病床の病床確保料</td> <td>休止病床の病床確保料</td> </tr> <tr> <td>ICU 病床：, 97000 円／日</td> <td>ICU 病床： 97, 000 円／日</td> </tr> <tr> <td>重症患者又は中等症患者を受入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床</td> <td>重症患者又は中等症患者を受入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床</td> </tr> <tr> <td>： 41, 000 円／日</td> <td>： 41, 000 円／日</td> </tr> <tr> <td>その他の病床： 16, 000 円／日</td> <td>その他の病床： 16, 000 円／日</td> </tr> </table> <p>※空床日数は、5月8日以降に県の要請に基づき新型コロナウイルス感染症患者の受入を行うために病床を確保した日数とする。 ※休止病床の病床確保料の上限額は、即応病床1床あたり1床までICU・HCU病床は2床までとする。 ※ICU・HCU病床ではない即応病床について、多床室を即応病床とする場合であって、構造上の理由により個室化することが困難である特別な事情があると認められる場合には、病床確保料の対象となる休止病床を2床とすることを可能とする（ただし、令和5年2月末までに確保された即応病床であって、当該即応病床に係る休止病床数を2床以上（病床確保料の補助対象は2床まで）としていた場合に限った取扱とする。）。</p>	稼働病床の病床確保料	休止病床の病床確保料	ICU 病床：, 97000 円／日	ICU 病床： 97, 000 円／日	重症患者又は中等症患者を受入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床	重症患者又は中等症患者を受入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床	： 41, 000 円／日	： 41, 000 円／日	その他の病床： 16, 000 円／日	その他の病床： 16, 000 円／日
稼働病床の病床確保料	休止病床の病床確保料											
ICU 病床：, 97000 円／日	ICU 病床： 97, 000 円／日											
重症患者又は中等症患者を受入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床	重症患者又は中等症患者を受入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床											
： 41, 000 円／日	： 41, 000 円／日											
その他の病床： 16, 000 円／日	その他の病床： 16, 000 円／日											
	ただし、予算の範囲内で知事の認めた額											
適用除外する条項	—											
その他の事項	令和5年5月8日以降に実施したものに限る。											

別に定める事項

関係書類	内 容
第3条	(添付書類) 1 所要額調書 (別紙 (1)) 2 事業計画書 (別紙 (2)) 3 支出予定額内訳 (別紙 (3))
	(指定期日) 別に指定する日
第7条第1項	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更を生じないもの
	(軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的及び効果に影響を及ぼさないもの
	(添付書類) 第3条の申請書の添付書類に準じる。
	(指定期日) 別に指定する日
第9条第1項	(報告事項等) -
第11条	(添付書類) 1 精算書 (別紙 (4)) 2 事業実績書 (別紙 (5)) 3 実支出額内訳 (別紙 (6))
	(指定期日) 事業完了後30日以内又は事業完了年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日
第19条第1項	(処分制限期間) -